

規制の事前評価書

法令案の名称：社会福祉法等の一部を改正する法律案（仮称）

規制の名称：（１）身寄りのない者への支援の強化

（２）成年後見制度等の適切な利用の支援

（３）質の高い福祉サービスの確保等を図るための協議会の設置

（４）平時からの災害福祉支援体制の整備

（５）介護支援専門員の確保及び質の向上に向けた取組の強化

（６）良質な有料老人ホームの確保のための措置

規制の区分：☒新設 ☒拡充 ☐緩和 ☒廃止

担当部局：厚生労働省社会・援護局地域福祉課/福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局

総務課/介護保険計画課/高齢者支援課/認知症施策・地域介護推進課/老人保健課

こども家庭庁支援局障害児支援課

評価実施時期：令和 7 年 12 月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

（１）身寄りのない者への支援の強化

- ・ 身寄りのない者の増加が見込まれる中、特に、これまで家族・親族等が担ってきたと考えられる日常生活支援、入院・入所の手続等支援、死後事務の支援等がないため、必要なサービスの利用等が困難な場面が生じており、こうした課題に対応することが必要とされている。

（２）成年後見制度等の適切な利用の支援

- ・ 地域において権利擁護に係る支援体制の整備の中核を担う機関は、現状法律に基づかずに実施されており、個人情報の取扱い等、その権限が曖昧であるという課題があることを踏まえ、法律上位置づけることが求められている。

（３）質の高い福祉サービスの確保等を図るための協議会の設置

- ・ 社会福祉事業等従事者の確保を図るため、関係機関、職能団体、社会福祉事業等の経営者、教育機関等により構成され、人材確保に係る課題を協議するための協議会（設置主体：都道府県）の設置が求められている。

- ・ 同様に、介護事業所や障害福祉サービス事業所における生産性向上等の取組を促進するため、関係機関、職能団体、介護事業者、教育機関等により構成され、生産性向上等に係る課題を協議するための協議会（設置主体：都道府県）の設置が求められている。

（４）平時からの災害福祉支援体制の整備

- ・ 災害派遣福祉チーム（DWAT）は令和６年能登半島地震において初めて全国規模での本格活動を実施したが、現在は通知に基づく仕組みであるところ、その構成員は民間の社会福祉施設等の職員が中心となるため、行政機関とは異なり DWAT に対する個人情報の提供を躊躇する例があると指摘されている。

（５）介護支援専門員の確保及び質の向上に向けた取組の強化

- ・ 介護支援専門員の資質の確保・向上を前提としながら、負担軽減を推進しつつ、介護支援専門員のなり手を確保していく必要がある。

（６）良質な有料老人ホームの確保のための措置

- ・ 高齢者福祉において介護・医療等のサービスを包括的に受けられる住まいとしての重要性が増している有料老人ホームについて、サービスの質や事業運営の透明性に係る課題に対応する必要がある。

＜必要となる規制新設・拡充の内容＞

（１）身寄りのない者への支援の強化

- ・ 社会福祉法第２条第３項第１２号に規定する福祉サービス利用援助事業について、その対象に身寄りのない者を追加するとともに、事業内容を拡充し、新たな事業（福祉サービス・保健医療サービス等利用等援助事業（仮称））とする。拡充後の事業についても、引き続き、第二種社会福祉事業として、社会福祉法に基づく規制（事業開始の届出、事業の適正な運営）の対象となる。（社会福祉法）

（２）成年後見制度等の適切な利用の支援

- ・ 成年後見制度等の権利擁護制度の利用の支援について、高齢者や障害者（以下「対象者」という。）の支援に従事する支援者（福祉関係機関の職員、家庭裁判所によって選任された後見人、対象者の親族等）に対する相談支援の実施等を市町村の事務の一つとして規定した上で、その事務の実施を社会福祉協議会等に委託することを可能とするとともに、これらの事務を行う者はそのための機関（地域権利擁護相談支援センター（仮称））を設置することを可能とする。また、対象者の支援を行うための体制整備等に向けた協議を行うための会議を市町村が組織できることとする。その上で、上記市町村の事務の委託を受けた者や地域権利擁護相談支援センター（仮称）の設置者・職員、会議の事務に従事する者等に対して守秘義務を課す。（社会福祉法）

（３）質の高い福祉サービスの確保等を図るための協議会の設置

- ・ 人材確保に係る課題を協議する協議会においては事業者の経営状況や採用の情報を扱う必要があること、また、生産性向上等に係る課題を協議する協議会においては事業者の経営状況や利用者の個人情報を扱う必要があることから、これらの協議会の事務に従事する者又は従事していた者に対して守秘義務を課す（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）。

（４）平時からの災害福祉支援体制の整備

- ・ DWAT の構成員に対して守秘義務を課す。（社会福祉法）

（５）介護支援専門員の確保及び質の向上に向けた取組の強化

- ・ 介護支援専門員（厚生労働省令で定める者を除く。）は、その資質の保持及び向上を図るため、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事が行う研修として厚生労働省令で定めるものを受けるものとする。（介護保険法）

（６）良質な有料老人ホームの確保のための措置

- ・ 中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームに係る都道府県等への登録制度を導入し、登録の基準に適合しない場合等における都道府県知事による命令や登録の取消に関する規定を設ける。併せて、登録の対

象とならない有料老人ホームに対して、現行と同様に、入居者の保護のため必要があると認める場合の都道府県知事による事業改善命令に関する規定を設ける。（老人福祉法）

【緩和・廃止】

＜法令案の要旨＞

- ・ 質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、多様な複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援を確保するため、小規模市町村での相談支援等に係る事業や人口減少地域における特例介護サービスの類型の新設、一定の要件に該当する有料老人ホームに係る登録制度の創設等の措置を講ずるとともに、福祉人材の安定的な確保や定着を図るため、介護支援専門員の資格に係る更新制の廃止及び法定研修の見直し等の措置を講ずるほか、介護分野等における質の高い福祉サービスの確保等を図るための都道府県協議会を設置すること、一定の要件を満たす社会福祉連携推進法人における社会福祉事業の実施を可能とすること等の措置を講ずる。

＜規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因＞

- ・ 社会福祉法人の経営基盤の強化を目的に設立される社会福祉連携推進法人について、本制度がより活用されるよう、社会福祉法人並みのガバナンスを維持しつつ事務負担を軽減する必要がある。
- ・ 介護支援専門員証の更新の仕組みについて、更新のための研修を受講しないことで直ちに資格を失い、介護支援専門員の業務ができなくなるといった取扱いが介護支援専門員の負担となっているため、人材確保等の観点から、当該負担を軽減する必要がある。

＜必要となる規制緩和・廃止の内容＞

- ・ 社会福祉連携推進法人の代表理事の再任時には認定所轄庁の認可を不要とする。（社会福祉法）
- ・ 介護支援専門員証の有効期限を撤廃し、更新研修の受講を条件とする介護支援専門員証の更新の仕組みを廃止する。これに伴い、介護支援専門員としての登録を受けているにもかかわらず、更新研修を受講せず介護支援専門員証の更新を行わなかった等の事情により介護支援専門員証を有さなくなった者が、再び介護支援専門員証の交付を受けるために設けていた再研修についても廃止する。（介護保険法）

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

＜その他の規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

- ・ 他法における相談支援機関等における守秘義務や会議体の構成員に対する守秘義務と整合性の取れた規制となっているため。
- ・ 他法における研修受講義務と整合性の取れた規制となっているため。
- ・ 他法における事前規制と整合性の取れた規制となっているため。

＜その他非規制手段の検討状況＞

☐ 検討した ☒ 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

- ・ 他法における相談支援機関等における守秘義務や会議体の構成員に対する守秘義務と整合性の取れた規制となっているため。
- ・ 他法における研修受講義務と整合性の取れた規制となっているため。
- ・ 他法における事前規制と整合性の取れた規制となっているため。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（１）身寄りのない者への支援の強化

- ・ 社会福祉法に基づく第二種社会福祉事業に対する規制により、事業の適正な運営が可能となる。

（２）成年後見制度等の適切な利用の支援

（３）質の高い福祉サービスの確保等を図るための協議会の設置

（４）平時からの災害福祉支援体制の整備

- ・ 個人情報を取り扱う主体に対する守秘義務を設けることにより、個人情報を取り扱う主体に対する国民の信頼性を確保するとともに、関係者間における積極的な情報の共有が可能となる。

（５）介護支援専門員の確保及び質の向上に向けた取組の強化

- ・ 研修受講を義務とすることで、介護支援専門員の資質の確保・向上につながる。

（６）良質な有料老人ホームの確保のための措置

- ・ 有料老人ホームにおけるサービスの質や事業運営の透明性の確保につながる。

【緩和・廃止】

- ・ 代表理事の再任時には認定所轄庁の認可を不要とすることで、社会福祉連携推進法人の事務負担の軽減につながる。

- ・ 介護支援専門員の更新制に係る研修受講等の負担が軽減することで、必要な介護支援専門員のなり手の確保につながる。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

- ・ 第二種社会福祉事業としての規制（事業開始の届出、事業の適正な運営）の遵守に当たっては大きな費用負担は発生しない。
- ・ 各種守秘義務の遵守に当たって費用負担は発生しない。
- ・ 現行も介護支援専門員の更新制に紐づいた研修受講の義務があるため、追加的な費用負担は発生しない。
- ・ 現行も有料老人ホームの事業者に対する届出の義務が課されているため、大きな費用負担は発生しない。

<行政費用>

- ・ 現行も第二種社会福祉事業は実施主体に制限がなく、また、事業開始後の届出の義務があることから、福祉サービス利用援助事業の拡充に伴う変化があるわけではないため、大きな費用負担は発生しない。
- ・ 介護支援専門員の研修受講管理については指定研修受講管理機関が行う予定のため、大きな費用負担は発生しない。
- ・ 現行も有料老人ホームの事業者に対する届出の義務が課されているため、大きな費用負担は発生しない。

<その他の負担>

- ・ 特になし

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・ 特になし

＜行政費用＞

- ・ 当該規制の変更・廃止による新たな費用負担は発生しない。

＜その他の負担＞

- ・ 当該規制の変更・廃止による新たな費用負担は発生しない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- ☐ 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- ☐ 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- ☐ 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- ☐ 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考になっている
- ☐ その他

(具体の理由：)

＜主な意見内容と今後調整を要する論点＞

- ・ 福祉サービス利用援助事業の拡充については、社会保障審議会福祉部会において、質の確保やチェック機能が必要であるという意見があった。
- ・ 今般規制の新設、廃止等を行う介護保険制度の見直しについては、社会保障審議会介護保険部会において、下記の意見があった。
 - ・ 法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止することが適当である。一方で、更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求めることが適当である。
 - ・ 生産性向上を中心に雇用管理、経営改善支援等も併せて一体的に支援するような取組を進めていくことが必要であり、都道府県が設置主体となる人材確保に向けたプラットフォームの枠組みの中で、これらの取組に向けた関係者との連携の枠組みを構築することが適当である。 等
 - ・ 一部の有料老人ホームに係る登録制度の導入については、有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会において、下記の意見があった。
 - ・ 住宅型有料老人ホームに対して、利用者保護の必要性がとりわけ高い場合、(許可制の一種としての)登録制といった新たな規制の導入を検討すべきではないか。
 - ・ 経営継続が困難と見込まれる事業者に対しては、迅速な事業停止命令等の行政処分を可能とすることが必要ではないか。 等

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・ 社会保障審議会福祉部会 (令和7年9月8日等)
- ・ 社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会 (令和7年9月17日等)
- ・ 社会保障審議会介護保険部会 (令和6年12月23日等) 等
- ・ 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会 (令和7年4月14日等)

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・ 全て公表予定 (概ね公表済み)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

＜見直し条項がある法令案＞

- ・ 本法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとしている。